

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年4月13日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）
- 2 作業期間 令和3年4月26日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 佐賀市全域、鳥栖市全域、神埼市全域、神埼郡吉野ヶ里町全域  
並びに三養基郡基山町全域、上峰町全域及びみやき町全域